

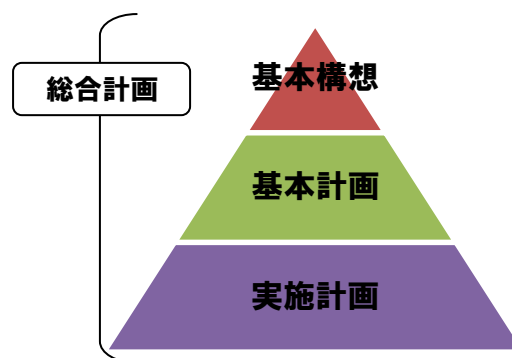
■ 総合計画とは

総合計画は地方自治法第2条第4項を根拠に策定する自治体の全ての計画の基本となる計画です。

地方自治法第2条第4項

「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」

地方自治法において基本構想の必要性がうたわれており、基本構想を受け、概ね10年程度の行政計画を示す基本計画、3～4年程度の具体的施策を示す実施計画の3つを合わせた総合計画を策定している自治体が多く、船橋市総合計画もこの3層の構成としています。



■ 基本構想とは

基本構想は、将来の本市のあるべき姿を示すとともに、これらを実現するための施策の基本的な方向を明らかにし、市政運営の指針とするものです。

■ 基本計画とは

市の基本計画とは、市政を計画的に進めるために、基本構想を実現するための基本的な施策を体系的に定めたものです。

基本計画では、計画期間（後期基本計画：平成24～32年度の9年間）内に取り組むべき課題と施策を分類・整理して、基本的な方向性を示します。

基本計画には、主要な施策や事業は掲載しますが、ニーズの変化や財政状況等に応じて対応する必要のある個別具体的な事業は、基本的に掲載しません。

■ 実施計画・個別計画について

基本計画に示した施策を計画的かつ効率的に実施するために、「実施計画」を策定します。「実施計画」では、財政的な裏付けを持たせながら、具体的な事業を記載します（現行基本計画の下では、計画期間4年）。

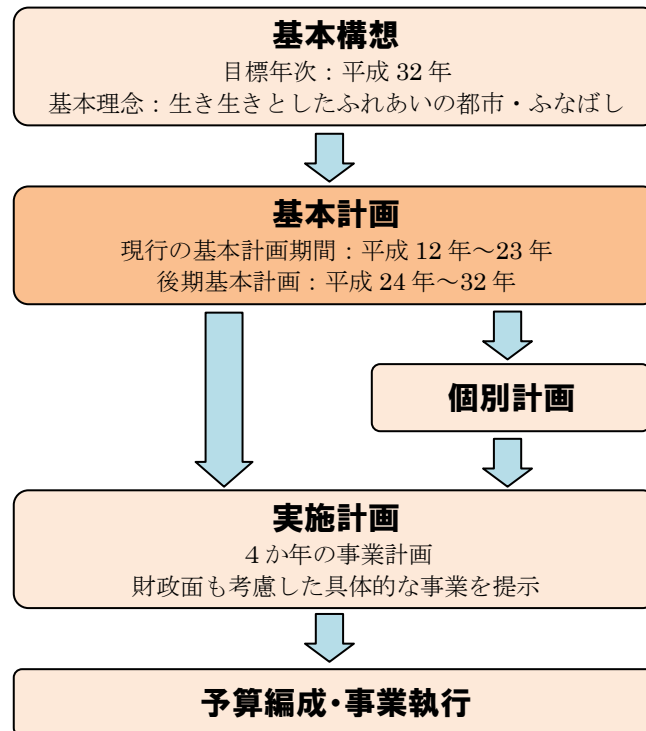
また、基本計画の下に、各種の個別計画（例：「ふなばし健やかプラン21」「船橋市環境計画」「教育振興ビジョン」等）を策定し、分野ごとの行政課題に対応する方向性や施策・事業等を定めます。

■ 基本計画と実施計画・個別計画の関係について

基本計画では市政の基本方向や重要施策を示し、分野ごとの詳細な施策や事業は、実施計画や個別計画に記載するものです。

ただし、個々の事業を実施計画や個別計画に記載して予算化や事業の執行につなげるには、原則として上位計画である基本計画にその事業の根拠となる施策や方向性が位置付けられている必要があります。

計画の体系



■ 総合計画審議会の役割について

総合計画審議会は、市の総合計画に関し必要な事項を調査、審議するために設置される審議会です。

市の庁内策定組織が作成した後期基本計画の「素案」について、市民の立場や専門的な知見から調査、審議して、必要な提言を「答申」として行っていただきます。

なお、答申書類は、「答申（本文）」と「意見集」で構成し、ご意見はすべて「意見集」に掲載しますが、「答申（本文）」には、審議会全体の意見として合意されたもののみを掲載する予定です。

また、審議会全体で合意された意見の中でも、個別具体的な事業提案等で、基本計画の範疇と捉えにくいものについては、考え方や施策の形に抽象化して「答申（本文）」に反映していただく場合があります。